

住宅取得価額割合

建築物の階数 建築後経過年数	耐火構造の住宅(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部を同条第7号に規定する耐火構造とした住宅をいう。以下この表において同じ。)で地上階数4以上のもの	耐火構造の住宅で地上階数3以下のもの	耐火構造の住宅以外の住宅
新築住宅(勤労者財産形成促進法施行令(以下この表において「令」という。)第36条第2項に規定する新築住宅をいう。)	100分の70	100分の60	100分の50
既存住宅(令第36条第2項に規定する既存住宅をいう。以下この表において同じ。)で建築後の経過年数要件が5年以内のもの	100分の60	100分の50	100分の40
既存住宅で建築後の経過年数が5年超10年以内のもの			100分の30
既存住宅で建築後の経過年数が10年超15年以内のもの	100分の50	100分の40	100分の20
既存住宅で建築後の経過年数が15年超20年以内のもの			100分の10
既存住宅で建築後の経過年数が20年超25年以内のもの	100分の40	100分の30	
既存住宅で建築後の経過年数が25年超のもの			